

注 記 事 項

1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

…未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

賞与引当金

…教職員に対する賞与の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

退職給与引当金

…退職金の支給に備えるため、期末要支給額 279,608,000円 の100%を基にして計上している。

(2) その他の重要な会計方針

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

…預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 改正後の学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18条) の適用

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第28号)に基づく改正後の学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)を適用し、計算書類及び附属明細書を変更している。

(2) 賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。これにより期首に計上すべき額として特別収支に43,630,000円を計上し、当年度に賞与として支給した額から特別収支の計上額を除いた額及び支給は翌年度であるが当年度の支給対象期間に相応する額として、人件費に43,630,000円を計上している。

この結果、基本金組入前当年度収支差額が43,630,000円減少している。

3. 固定資産の減価償却額の累計額の合計額 2,518,356,484円

4. 金銭債権の徴収不能引当金の合計額 7,422,000円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は次のとおりである。

土地	1,300,307,136円
建物	477,513,234円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 591,550,607円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. セグメント 情報

(単位 ; 円)

セグメント 科 目	大学	専修学校等	そ の 他	合 計
教育活動収入計	1,514,789,796	580,025,731	11,818,281	2,106,633,808
教育活動支出計	1,476,588,180	647,388,167	154,837,057	2,278,813,404
教育活動収支差額	38,201,616	△67,362,436	△143,018,776	△172,179,596
教育活動外収支差額	△3,521,730	△3,441,122	712,131	△6,250,721
経常収支差額	34,679,886	△70,803,558	△142,306,645	△178,430,317
特別収支差額	△28,682,506	△7,510,892	△1,090,000	△37,283,398
基本金組入前当年度収支差額	5,997,380	△78,314,450	△143,396,645	△215,713,715
基本金組入額合計	△23,116,214	△41,174,290	△2,880,229	△67,170,733
当年度収支差額	△17,118,834	△119,488,740	△146,276,874	△282,884,448

(注1) セグメント 情報は拠点区分別(設置学校・附属施設別) の収支情報の内訳を示すものであり、必ずしも理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報にはなっていない。

(注2) 各セグメントの主な区分方法は、拠点区分に応じて「大学」には、東京医療学院大学を含んでいる。「専修学校等」には、東京医療福祉専門学校、専門学校東京医療学院を含んでいる。「その他」には、学校法人部門を含んでいる。

(注3) 収入額及び支出額の各セグメントへの配分方法は、昭和55年11月4日付 け文管企第250号文部省管理局通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について(通知)」に記載の方法を適用している。

9. 重要な偶発債務

なし

10. 子法人に関する事項

なし

11. 学校法人の出資による会社に係る事項

なし

12. 関連当事者との取引の内容に関する事項

(1) 関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位 : 円)

属性	役員、法人等の名称	住所	資本金または出資金	事業内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
理事	松崎 勝	—	—	顧問弁護士	—	—	—	顧問弁護士報酬(注1)	1,320,000	—	—

(注1) 顧問報酬料の支払いについては、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。

13. 学校法人間の財務取引

なし

14. 重要な後発事象

なし

15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

なし

以 上